

## 関西圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

令和元年9月26日  
関西圏国家戦略特別区域会議

### 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

#### (2) 名称：国家戦略特別区域高度医療提供事業

内容：病床規制に係る医療法の特例

(国家戦略特別区域法第14条に規定する国家戦略特別区域高度医療提供事業)

#### ① 略

- ② 一般社団法人中之島アイセンター推進協議会が、世界初のiPS細胞由来角膜上皮細胞及び内皮細胞移植など、最先端の医療技術にかかる臨床研究、外来、手術、リハビリ等の治療を一貫して提供するため、「(仮称)未来医療国際拠点(大阪市北区)」内に眼科診療所(新規病床19床)を開設する。【令和5年度中の開業を目指す】

#### (3) 名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

(国家戦略特別区域法第17条に規定する国家戦略道路占用事業)

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各事業者等が、それぞれの公道を活用し、収益施設、利便施設、にぎわいや景観創出のための施設等を設置する。

本事業に係る道路の区域及び施設等の種類は、別紙1に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第24条の施設等、別紙2に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第24条第1号、第2号及び第5号の施設等、別紙3～6に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第24条第4号の施設等、別紙7に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第24条第2号、第3号及び第4号の施設等とする。(事業実施の際は、清掃活動、迂回路等の交通案内、自転車マナーの啓発の実施などの措置を併せて講ずる。)

#### ①～② 略

#### ③ 一般財団法人和知ふるさと振興センター

・国道27号線(別紙7)

【令和元年度より実施】

(20) 名称：帯水層蓄熱型冷暖房事業

内容：建築物用地下水の採取に係る特例

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

建築物用地下水の採取が規制されている地域のうち、被圧地下水を採取し、その全量を同一の帯水層へ還元する建築物用地下水採取に係る実証試験等を行った結果、地下水や地盤等に著しい変化が認められないことが確認された以下の地域及び技術的条件の範囲において、大阪市が地下水の採取を許可することで、地下水の熱エネルギーを利用した帯水層蓄熱型の冷暖房事業を促進する。【令和元年度中に実施】

- ・ 大阪市北区大深町地内（うめきた 2 期地区）  
ストレーナーの位置：地表面下 46.5～56.5 メートル付近（第二洪積砂礫層）  
揚水機の吐出口の断面積：89 平方センチメートル以下

国家戦略道路占用事業の適用区域  
国道27号

